

復興公営住宅の第2回一般抽選の入居募集について

●申し込み期間

平成27年1月7日（水）～1月23日（金）※締切日当日消印有効

●申込書「入居募集のご案内」について

第1回の一般抽選にお申込みいただき落選された方に対しましては、ご案内及び申込書を直接郵送いたしますので、そちらの申込書に記載いただき、同封の返信用封筒でお申し込みください。

また、第2回で初めてお申込みいただく場合には、申し込み期間である 1月7日から、市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内、総合支所、証明発行センター、各区中央市民センターで「入居募集のご案内」を配布しますのでそちらをご利用ください。

●申し込み方法

「入居募集のご案内」に同封の申込書に必要事項を記入し、一般抽選申込専用封筒で、1月23日（金）までに郵送または直接復興公営住宅室へ持参ください。

●申し込みができる方＝次の(1)～(3)の条件を全て満たす方が申し込みできます。

(1) 東日本大震災により滅失した住宅に居住していた（り災証明が必要です）

震災時に居住していた持家または賃貸住宅が、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方

(ア) 全壊、全焼、全流出した

(イ) 大規模半壊または半壊の住宅を取り壊した場合または取り壊すことが確実である場合

(ウ) 住宅の所在地が東京電力福島第一原子力発電所事故により現に避難指示区域となっている

(2) 現在、住宅に困っている

居住できる持家がある方や、既に公営住宅に入居している（入居予定者を含む）方は申し込みできません。

(3) 暴力団員でない（同居される方も含みます）

●入居募集の住宅

区	住宅名
青葉区	上原、通町、霊屋下、霊屋下第二、落合、角五郎、梅田町、小田原
宮城野区	田子西、田子西第二、燕沢東、燕沢、宮城野
若林区	荒井東、荒井東（第2期）、荒井南、荒井南第二、六丁の目西町、中倉、大和町、六丁の目中町、卸町、六郷
太白区	鹿野、芦の口、あすと長町、あすと長町第二、あすと長町第三、茂庭第二
泉区	泉中央南

※抽選の結果等により入居募集の住宅が変更になる場合があります。詳しくは、「入居募集のご案内」をご覧ください

●相談会

平日10:00～16:00に市役所本庁舎1階で復興公営住宅の相談会を実施しています。（直接会場へ）

◆間取りや家賃、申込資格や決定方法などについて詳しくは、「入居募集のご案内」や「復興公営住宅情報」をご覧ください。

（裏面もご覧ください。）

復興公営住宅への入居を希望されている皆さまへ

復興公営住宅に関するQ & A

一般抽選（個別申し込み・グループ申し込み）向け



復興公営住宅の申し込み等について、ご質問の多い項目をQ A方式にまとめましたので、今後の申し込みの参考としてください。

Q1. いくつ希望団地を申し込めるのか教えて欲しい。

一般抽選での申し込みは、希望団地を1ヶ所記入していただくことになります。

Q2. 個別申し込みとグループ申し込みの違いを教えて欲しい。

1世帯で申し込みされる場合は、一般抽選（個別）となります。

高齢者の見守りや近所間の支えあい等のため、2～4世帯がまとまって同じ団地へと申し込みされる場合は、一般抽選（グループ）となります。

Q3. 単身世帯だが荷物が多く3DKに申し込みたいができますか？

単身の方につきましては1DKまたは2Kへの申し込みとなります。

Q4. 無職で収入がありません。応急仮設の家賃は無料でしたが、復興公営住宅は家賃がかかりますか？

無収入でも家賃はかかります。家賃は収入に応じて支払うことになります。

Q5. 復興公営住宅の家賃はいくらになりますか？

復興公営住宅の家賃については、土地の価格、住宅の規模、建設費により決定されるため、各住宅・住棟によって家賃が異なります。また、世帯の収入状況によっても家賃が異なります。

詳しくは募集案内書でお示いたしますのでご確認ください。

Q6. 自分たちがどの家賃区分になるか教えて欲しい。

給与所得の場合、給与所得控除後の金額から同居親族数や障害の等級などを要因とする控除額を差し引いた額を月額に算定し、その所得月額の範囲内にある区分で示した額が家賃となります。

Q7. 抽選に落選した場合、どのようになるのか教えて欲しい。

残念ながら抽選に落選されてしまった場合、来年2月に実施される「第3回一般抽選（予定）」による応募は再度お申し込みいただけますので、ご検討をお願いいたします。

〈お問い合わせ先〉

仙台市都市整備局公共建築部復興公営住宅室

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電話：022(214)8333 FAX：022(268)2963